

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

平成19年9月21日金曜日 第1898号

♦	目 規	次 ◇ 則	>	
愛媛県立歯科技術専門学	校学則の一部	『を改正す	する規則	991
	告	示		
保安林の指定				991
公有水面埋立免許の出願	İ			991
公有水面埋立工事のしゅ	ん功認可			992
開発行為に関する工事の	完了			993
道路の位置の指定				993
	公	告		
平成18年度財団法人都道	府県会館建物	勿共済事業	業及び水力発電用機	

不在者投票のできる施設の指定.......995

第1898号

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第36号

愛媛県立歯科技術専門学校学則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。 平成19年9月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立歯科技術専門学校学則の一部を改正する規則

愛媛県立歯科技術専門学校学則(昭和46年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前

(入学試験等)

第12条 入学試験は、学科試験 _____、面接試験及び書類審査
とする。ただし、出身高等学校又は出身中等教育学校の校長の推薦がある者については、学科試験の一部を免除することがある。
2・3 省略 改 正 前

(入学試験等)

第12条 入学試験は、学科試験、実技試験、面接試験及び書類審査とする。ただし、出身高等学校又は出身中等教育学校の校長の推薦がある者については、学科試験の一部を免除することがある。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

○愛媛県告示第1511号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、 次のように保安林の指定をする。

平成19年9月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 保安林の所在場所

宇和島市津島町増穂乙1202の 2、乙1205の 2、乙1212、乙1224 の 4、乙1228、乙1229、乙1240の 1、乙1241から乙1243まで、乙 1249の 1、丁 488 の 1、丁 488 の 3、丁 489 の 1、丁 489 の 2、 丁 490、丁 491 の 1、丁 491 の 2、丁 497 から丁 499 まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1512号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」と

いう。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。 法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、今治 地方局建設部及び上島町役場において告示の日から起算して3週間 公衆の縦覧に供する。

平成19年9月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

越智郡上島町弓削下弓削 210番

上島町

代表者 上島町長 上村俊之

越智郡上島町弓削下弓削 185 番 5

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域

ア 位置

越智郡上島町岩城4695番6から同町岩城4699番2前面道路の地先公有水面

イ 区域

次の1点から16点までを順次直線で結んだ線及び16点と1 点を結ぶ平成19年の春分の満潮位(D.L.+3.71メートル) の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(越智郡上島町字長江乙1350 - 1番地内の国土地理院「長江」四等三角点)は、北緯34度16分243169秒、東経132度09分01.1950秒の地点

1点は、基点から真北23度54分34秒562 33メートルの地点

2点は、1点から真北76度01分42秒 11.19 メートルの地点

3点は、2点から真北 166 度00分53秒0 82メートルの地点

4点は、3点から真北76度01分36秒34.05メートルの地点

5点は、4点から真北 165 度22分45秒0 .05メートルの地点

6点は、5点から真北76度01分32秒 16 20メートルの地点

7 点は、6 点から真北 165 度57分50秒0 01メートルの地点

8点は、7点から真北76度01分47秒 12 87 メートルの地点

9点は、8点から真北 166 度01分31秒 49 57 メートルの地

占

10点は、9点から真北75度57分50秒0 .01メートルの地点 11点は、10点から真北 166 度01分16秒 48 .68 メートルの地

点

12点は、11点から真北 256 度01分35秒 29 28 メートルの地

点

13点は、12点から真北 166 度33分05秒0 .05メートルの地点

14点は、13点から真北 256 度01分36秒 44 .85 メートルの地

点

15点は、14点から真北 166 度01分53秒0 82メートルの地点 16点は、15点から真北 256 度01分32秒 16 44 メートルの地 5

ウ面積

9 301 44平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

越智郡上島町岩城4695番 6 から同町岩城4960番 2 前面道路 の地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からJ点までを順次直線で結んだ線及びJ点とA

点を結んだ線により囲まれた区域

基点(越智郡上島町字長江乙1350-1番地内の国土地理院「長江」四等三角点)は、北緯34度16分243169秒、東経133度09分01.1950秒の地点

A点は、基点から真北22度15分14秒500 39メートルの地点 B点は、A点から真北75度41分20秒 48 .76 メートルの地点 C点は、B点から真北 345 度38分50秒 49 .89 メートルの地

占

D点は、C点から真北76度01分34秒126 34メートルの地点 E点は、D点から真北 166 度01分35秒160 .00メートルの地 5

F点は、E点から真北 256 度00分15秒116 .76メートルの地 占

G点は、F点から真北 340 度52分40秒2 03メートルの地点 H点は、G点から真北 318 度21分51秒 44 96 メートルの地 5

I 点は、H点から真北 308 度27分10秒 34 85 メートルの地 点

」点は、 I 点から真北 318 度47分50秒 14 94 メートルの地 点

ウ 面積

22 516 49平方メートル

3 埋立地の用途

輸送用機械器具製造業用地

4 出願年月日

平成19年9月7日

○愛媛県告示第1513号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第 22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん 功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、上島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成19年 9 月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

上島町

越智郡上島町弓削下弓削 210 番地代表者 上島町長 上村 俊之

越智郡上島町弓削下弓削 185 番地の 5

2 埋立区域

(1) 位置

越智郡上島町弓削上弓削 361 番から同1909番までの地先公有 水面

(2) 区域

次の5点から16点までを順次直線で結んだ線並びに16点と5点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+384メートル)における陸と公有水面との境界線に囲まれた区域

基点(越智郡上島町弓削上弓削1904番1地先の護岸に設置された金属鋲)は、北緯34度16分41秒、東経133度12分37秒の地点

5点は、基点から真北 184 度55分56秒197 35メートルの地点

6点は、5点から真北348度30分21秒6.76メートルの地点7点は、6点から真北309度32分21秒13.39メートルの地点8点は、7点から真北16度15分16秒12.86メートルの地点9点は、8点から真北106度00分09秒4.50メートルの地点10点は、9点から真北16度04分51秒5.02メートルの地点11点は、10点から真北286度00分36秒4.50メートルの地点12点は、11点から真北16度06分30秒30.98メートルの地点13点は、12点から真北106度31分30秒1.01メートルの地点

14点は、13点から真北16度13分01秒4 30メートルの地点

15点は、14点から真北 286 度31分35秒1 00メートルの地点 16点は、15点から真北16度03分58秒 11 54 メートルの地点

(3) 面積

4 484 .68平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号 平成16年3月23日 愛媛県指令15港第337号
- 4 しゅん功認可年月日 平成19年 9 月21日

○愛媛県告示第1514号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成19年9月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	
19松局建(開)第29号 平成19年 9 月 7 日	伊予郡松前町大字北黒田字堅田492番18及び495番	伊予市米湊834番地20 株式会社亀岡	
19松局建(開)第30号 平成19年 9 月 7 日	伊予市上三谷字川窪甲2602番 1	伊予市下吾川628番地 1 上 田 喬 之 上 田 明 美	

○愛媛県告示第1515号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成19年9月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

東温市横河原字前川1344番7

2 申請人の住所氏名 伊予郡松前町大字浜 775 番地 1 株式会社コーシンコンストラクション 代表取締役 福枡 浩司

3 図面省略

公 告

○公 告

平成18年度財団法人都道府県会館建物共済事業及び水力発電 用機械損害共済事業の経営状況の公表について

財団法人都道府県会館理事長麻生渡から通知のあった平成18年度 財団法人都道府県会館災害共済事業及び水力発電用機械損害共済事業の経営状況について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 263 条の2第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年 9 月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 建物共済事業の経営状況

(1) 事業実績

加入都道府県(団体)数 47都道府県4団体 共済責任額 3,905,955,150千円 共済基金分担金(返戻金控除後) 766,365千円

被	g 災件数	1 ,048件
被	8災棟数	1 ,048棟
災	(害共済金	391 405千円
損	害率	51 2パーセント
(2) 以	(支計算	
ア	収 入	
	共済基金分担金	766 ,880 ,710円
	雑収入	317 ,187 ,328円
	返還金収入	円000, 000, 111
	繰入金収入	円000, 001, 8
	前期繰越収支差額	541 579 855円
1	支 出	
	事務費	58 ,785 ,750円
	災害共済金	391 ,361 ,261円
	返戻金	510 <i>4</i> 82円
	災害見舞金	1,132 ,110円
	助成金	756 ,180円
	防災費	130 ,000円
	諸支出金	214 ,374 ,672円
	固定資産取得支出	0円
	積立預金支出	452 ,670 ,000円
	次期繰越収支差額	622 ,027 ,438円
ウ	資産増加の部	
	資産増加額	533 ,117 ,583円
エ	資産減少の部	
	資産減少額	148 250 809円
	当期正味財産減少額	384 ,866 ,774円
	前期繰越正味財産額	21 ,662 ,502 ,190円
	45	22 247 262 264

期末正味財産合計額

22 ,047 ,368 ,964円

2 水力発電用機械損害共済事業の経営状況

(1) 事業実績

加入都道府県(市)数 30都道府県1市 共済責任額 272 414 415千円 共済基金分担金 335 692千円 加入発電所数 332所 被災事故件数 12件 被災事故発電所数 12所 災害共済金 227 464千円 67 .76パーセント 損害率

(2) 収支計算

ア収入

共済基金分担金 335 ,692 ,477円 雑収入 98 ,239 ,687円 前期繰越収支差額 122 ,987 ,716円

イ 支 出

事務費12 911 488円災害共済金227 464 ,759円災害見舞金0円調査費873 ,550円次期繰越収支差額314 ,910 ,083円

ウ 資産増加の部

資産増加額 199,797,367円

エ 資産減少の部

資産減少額 18 ,060 ,000円 当期正味財産増加額 181 ,737 ,367円 前期繰越正味財産額 6 ,478 ,492 ,716円 期末正味財産合計額 6 ,660 ,230 ,083円

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年 9 月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名
 - ・IC免許証記載事項変更装置の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量

I C 免許証記載事項変更装置一式 (ハードウェアー式、ソフトウェアー式、搬入、据付け、配線、調整等一式)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成20年1月1日から平成24年12月31日まで

(5) 借入場所

四国中央警察署ほか

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額

を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成18・19 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有する と認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 関札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第一係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2 電話 (089)934 0110 内線 2234

(2) 入札書の受領期限

平成19年10月31日(水)午後1時30分

- (3) 入札説明書の交付方法
 - (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所 平成19年10月31日 (水)午後1時30分

愛媛県警察本部 第一会議室

- 4 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、 この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付 して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合 は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Apparatus to change information of IC chip Driver's license, 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 31 October, 2007
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2 2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan TEL 089 934 0110 Ext 2234

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第87号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成19年9月21日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

- 1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき 選挙権を有する者の数
- (1) 選挙権を有する者の総数

1 210 232

(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

24 205

- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数268,372
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・27次ででは、 学区にあってえるでは、数にに の40万を正3なで得た数 分の1をに3数で得た数 と40万に数と じて得た数) で得た数)
伊 予 郡	44 ,173	14 ,725
南 宇 和 郡	22 ,667	7 ,556
松山市・上浮穴郡	425 ,869	137 ,645
今治市・越智郡	151 ,984	50 ,662
宇和島市・北宇和郡	89 218	29 ,740
八幡浜市・西宇和郡	44 ,805	14 ,935
新 居 浜 市	103 235	34 412
西 条 市	94 ,093	31 ,365
大洲市・喜多郡	57 ,894	19 298
伊 予 市	32 ,975	10 ,992
四国中央市	77 ,023	25 ,675
西予市	38 ,005	12 ,669
東 温 市	28 291	9 <i>4</i> 31

○愛媛県選挙管理委員会告示第88号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号(他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。)の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成19年 9 月21日

愛媛県選挙管理委員会 委員長 藤 山 🏥

施設の種類	施設の名称	所	在	地
有料老人ホーム	ラ・ナシカもり まつ	松山市森松町301 - 1		
軽費老人ホーム	ケアハウス姫原	松山市姫原 1 - 1656		

平成19年9月21日 発行 995